

自賠責保険と政府保障事業では運用上どのような違いがあるか。(政府保障事業の場合に限った運用上の制限はあるのか。)

自賠責保険と政府保障事業の運用には以下のような違いがある。

< 重過失減額 >

自賠責保険においては、大量・迅速な処理という観点から、被害者に重大な過失がある場合にのみ被害者の損害額から一定割合を減額するという運用を行っているが、政府保障事業においては、加害者への求償があることから被害者の過失割合を審査し厳密な過失相殺を行っている。

なお、平成18年6月に取りまとめられた「今後の自動車損害賠償補償制度のあり方に係る懇談会」報告書において、政府保障事業の運用においても、可能な限り自賠責保険に近い損害てん補が行われるように運用を変更すべきとの指摘があったことから、政府保障事業における取扱いの変更について現在検討しているところである。

< 仮渡金制度 >

自賠責保険において、被害者が保険会社に対して直接保険金の支払を請求した場合、賠償責任関係のもつれから被害者への賠償が長期間なされないことを考慮し、保険金から一定金額の仮渡しを求めることができる仮渡金制度がある。

政府保障事業については、自賠責保険のような仮渡金制度は存在しないが、独立行政法人自動車事故対策機構において政府保障事業の保障金の一部立替貸付を行っているところである。

自賠責保険における裁定期間はどのようになっているのか。また、政府保障事業の場合
はどうか。

自賠責保険の支払請求受付から保険金支払までの期間については、平均で1ヶ月以内に支払われている。また、政府の保障事業では、平均で5ヶ月以内に支払うという状況となっている。

なお、政府の保障事業の支払期間が自賠責保険と比べて長くなっているが、これは、保障事業の場合は政府が被害者にてん補金を支払った後、無保険車で事故を起こした加害者に対して求償を行う必要があることや他法令に基づく給付（労災等）がなかったかどうかの確認が必要であること等から、自賠責と比べて事実確認等の手続が多いためである。